

## 令和4年度第11回坂戸市教育委員会会議議事録

### 1 開会及び閉会に関する事項

開会 令和5年3月27日（月）午前10時00分 太田教育長

閉会 令和5年3月27日（月）午前10時50分 太田教育長

### 2 開催場所

坂戸市役所303・304会議室

### 3 出席委員

1番 小川 一信（教育長職務代理者）                      2番 蓼沼 康子

3番 松井 正樹    4番 毛利 陽子

5番 太田 正久（教育長）

### 4 議事参与者

教育部長 宮崎 勝

教育部長 太田 國夫

次長兼社会教育課長 岡田 全弘

教育総務課長 岡本 行弘

学校教育課長 小峰 大吾

スポーツ推進課長 仲島 昭靖

学校教育課副課長 野口 潤也

社会教育課副課長 菅野 規之

スポーツ推進課副課長 宮崎 格

書記 藤野 陽介

### 5 会議の概要

#### 【日程第1 議事録の承認について】

＜前回の議事録は、全員異議なく原案のとおり承認されました。＞

（署名 3. 27 教育長、毛利委員、藤野書記）

#### 【日程第2 議事録署名委員の指名について】

教育長 日程第2 議事録署名委員は、小川委員を指名いたします。

#### 【日程第3 報告事項について】

教育長 日程第3 報告事項に移ります。（1）教育長報告をいたします。私から2月7日から3月26日までの報告を申し上げます。

2月8日に浅羽野小学校開校50周年記念式典に出席しました。2部形式の式典で行い、1部では市長をはじめ、来賓から挨拶があり、その後、浅羽野小学校の歴史を振り返るスライドショーの発表がありました。また、2部では、児童によるよさこい踊りの発表が校庭で行われました。9日には、臨時市町村教育委員会教育長会議がオンラインで開催され、埼玉県内の教職員の不祥事が多くあるということで、弁護士からの講演がありまし

た。14日には、第2回坂戸市文化財保護審議会に出席し、古墳の保存について、塚原古墳の前方後円墳を視察しました。今後、市民へどのように知ってもらい、どのように保存していくのが課題であると改めて認識しました。15日には、3月議会前の定例記者会見があり、給食費の無償化について発表がありました。19日には、坂戸市文化団体連合会企画講演会に参加しました。歴史民俗資料館の山本学芸員が講師として講演がありました。21日には、第5回坂戸市健康マージャン交流大会に出席しました。参加者の方々は、楽しそうに参加していました。23日には、第29回大宮住吉神楽保存会総会に出席しました。3月5日には、HEART GLOBALミュージック・アウトリーチin坂戸に出席しました。16日は、令和5年度新採用教職員の面接がございました。本市の新採用教職員は、教員が23名、養護教諭が1名、さらに県費事務職員が1名、計25名の新採用教職員を迎えることになりました。17日には、城西大学学位記授与式に出席しました。また、午後には、第4回坂戸市社会教育委員会議に出席しました。25日の第一多目的運動場改修工事完成セレモニーは、雨天のため中止となりました。以上この間の報告でございます。

教育長 御質問等がありましたら、お願いします。

(なし)

教育長 では他に、各部課長から報告事項がありましたらお願いします。

(なし)

教育長 ないようですので、以上で報告事項を終わります。

#### 【日程第4 議 事】

議案第35号から議案第39号は、人事に関する案件であるため、非公開としたい旨の発議があり、出席者全員が賛成し、非公開で審議されることに決定しました。

◎議案第35号 坂戸市教育委員会職員の任免について

<非公開案件につき省略、全員異議なく原案のとおり可決されました。>

◎議案第36号 坂戸市立小・中学校学校歯科医の辞職について

<非公開案件につき省略、全員異議なく原案のとおり可決されました。>

◎議案第37号 坂戸市立小・中学校学校歯科医の委嘱について

<非公開案件につき省略、全員異議なく原案のとおり可決されました。>

◎議案第38号 坂戸市立小・中学校学校耳鼻科医の辞職について

<非公開案件につき省略、全員異議なく原案のとおり可決されました。>

◎議案第39号 坂戸市立小・中学校学校耳鼻科医の委嘱について  
<非公開案件につき省略、全員異議なく原案のとおり可決されました。>

教育長 議案第40号、「坂戸市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

教育長 事務局から提案理由の説明をお願いします。

教育総務課長 議案第40号、坂戸市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則の制定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条の規定に基づき、教育委員会規則の定めるところにより、教育長に委任又は臨時に代理させることができる事項について、明確化するため、所要の改正をしたいので、この案を提出するものであります。

補足説明をいたします。新旧対照表を御覧ください。第2条の委任事務等については、法の規定を引用する形で規定するため、「法第25条第2項に規定する事務」を追記いたしました。

第4条の臨時代理につきましては、教育委員会の会議の議決により決裁しなければならない事項のうち、「緊急に処理する必要があると認められる事務が生じ、かつ、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないとき」については、教育長の臨時代理によることとする内容の改正を行うものでございます。

教育長 御質疑・御意見がありましたら、お願いします。

教育長 御意見等ないようでしたら、以上で質疑等を終結します。

教育長 議案第40号、「坂戸市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長 御異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

教育長 議案第41号、「坂戸市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

教育長 事務局から提案理由の説明をお願いします。

教育総務課長 議案第41号、坂戸市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について、坂戸市立幼稚園設置条例及び坂戸市立幼稚園授業料徴収条例を廃止する条例の施行等に伴い、組織及び分掌事務について、所要の改正をしたいので、この案を提出するものであります。

補足説明をいたします。新旧対照表を御覧ください。令和4年度末をもって末広幼稚園が廃園となることにより、坂戸市立幼稚園設置条例及び坂

戸市立幼稚園授業料徴収条例を廃止する条例が令和5年4月1日に施行されること、また令和5年度から幼稚園に関する事務が移管されること等に伴いまして、幼稚園に関する事務等の文言を削除するなど、所要の改正を行うものでございます。

教育長 御質疑・御意見がありましたら、お願いします。

教育長 御意見等ないようでしたら、以上で質疑等を終結します。

教育長 議案第41号、「坂戸市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。  
(異議なしの声)

教育長 御異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

教育長 議案第42号、「坂戸市教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

教育長 事務局から提案理由の説明をお願いします。

教育総務課長 議案第42号、坂戸市教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則の制定について、坂戸市立幼稚園設置条例及び坂戸市立幼稚園授業料徴収条例を廃止する条例の施行等に伴い、教育長決裁事項及び共通専決事項等について、所要の改正をしたいので、この案を提出するものであります。

補足説明をいたします。新旧対照表を御覧ください。初めに、末広幼稚園の廃園関係につきましては、教育機関の長に係る規定を削除いたします。

次に、専決事項関係につきましては、会計年度任用職員を採用する際の決裁区分について、市長部局の事務決裁規則と同様に、会計年度任用職員の採用を部長が把握しておくことが適当であることから、教育部長専決とする改正を行います。また、定期人事異動を除く、課長補佐以下の職員の配置換えにつきましては、事務決裁規則上に規定されていなかったことから、教育部長専決とする改正を行います。その他、条文中の漢字表記を改める等、所要の改正を行います。

教育長 御質疑・御意見がありましたら、お願いします。

教育長 御意見等ないようでしたら、以上で質疑等を終結します。

教育長 議案第42号、「坂戸市教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。  
(異議なしの声)

教育長 御異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

教育長 議案第43号、「坂戸市立教育センターの設置及び管理に関する条例施行規則及び坂戸市立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の

一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

教育長 事務局から提案理由の説明をお願いします。

教育総務課長 議案第43号、坂戸市立教育センターの設置及び管理に関する条例施行規則及び坂戸市立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部を改正する規則の制定について、坂戸市立幼稚園設置条例及び坂戸市立幼稚園授業料徴収条例を廃止する条例の施行に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものであります。

補足説明をいたします。新旧対照表を御覧ください。こちらの議案につきましても、令和5年4月1日施行の坂戸市立幼稚園設置条例及び坂戸市立幼稚園授業料徴収条例を廃止する条例により、幼稚園等の文言の削除など、所要の改正を行うものでございます。

教育長 御質疑・御意見がありましたら、お願いします。

教育長 御意見等ないようでしたら、以上で質疑等を終結します。

教育長 議案第43号、「坂戸市立教育センターの設置及び管理に関する条例施行規則及び坂戸市立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長 御異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

教育長 議案第44号、「坂戸市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

教育長 事務局から提案理由の説明をお願いします。

学校教育課長 議案第44号、坂戸市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について、学校事務を共同で実施し、業務を効率的かつ効果的に処理するための組織を置くため、所要の改正をしたいので、この案を提出するものであります。

補足説明をいたします。学校事務の共同実施は、日常は市内各小中学校で勤務している埼玉県採用の学校事務職員が月に数回程度、教育センターや一つの学校に集まるなどして、複数の学校の事務業務を共同で行うものです。この学校事務の共同実施では、学校間の事務の標準化、OJTの実施による事務職員の育成及び資質の向上などを図りながら、事務処理の更なる効率化及び質の向上を期待して実施するものです。複数の学校の事務を共同で行うためには、県からの兼務発令が必要であり、本務校以外の学校での事務職員としての発令を埼玉県教育委員会に内申し兼務の辞令が出されております。今回、埼玉県の「公立小・中学校等事務の共同実施のための兼務取扱要綱」の変更に合わせて、坂戸市内に複数の学校の事務を共同

で行うための組織である学校事務の共同実施組織を置き、常勤の学校いわゆる本務校以外の坂戸市立小・中学校等で兼務するために、坂戸市立小・中学校管理規則の一部改正をするものでございます。なお、改正により追加される第19条の3第2項の定めについては、この後、議案第47号にて説明させていただきます。以上でございます。

教育長 御質疑・御意見がありましたら、お願いします。

松井委員 学校事務の共同実施については、今までも実施していると思いますが、今回規定することになった経緯はありますか。

学校教育課長 埼玉県取扱要綱が改正され、共同実施するための兼務発令の要件として、教育委員会が規程を定めることとなったため、改正を行うものです。

教育長 ほかに御意見等ないようでしたら、以上で質疑等を終結します。

教育長 議案第44号、「坂戸市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長 御異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

教育長 議案第45号、「坂戸市教育委員会公印規程及び坂戸市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令の制定について」を議題といたします。

教育長 事務局から提案理由の説明をお願いします。

教育総務課長 議案第45号、坂戸市教育委員会公印規程及び坂戸市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令の制定について、坂戸市立幼稚園設置条例及び坂戸市立幼稚園授業料徴収条例を廃止する条例の施行に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものであります。

補足説明をいたします。新旧対照表を御覧ください。令和5年4月1日施行の坂戸市立幼稚園設置条例及び坂戸市立幼稚園授業料徴収条例を廃止する条例により、坂戸市立幼稚園及び同園園長の公印に関する規定の部分と、末広幼稚園の文書記号の削除を行うものでございます。

教育長 御質疑・御意見がありましたら、お願いします。

教育長 御意見等ないようでしたら、以上で質疑等を終結します。

教育長 議案第45号、「坂戸市教育委員会公印規程及び坂戸市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令の制定について」は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長 御異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

教育長 議案第46号、「坂戸市教育委員会職員の勤務時間に関する規程の一部

を改正する訓令の制定について」を議題といたします。

教育長 事務局から提案理由の説明をお願いします。

教育総務課長 議案第46号、坂戸市教育委員会職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令の制定について、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正及び坂戸市立幼稚園設置条例及び坂戸市立幼稚園授業料徴収条例を廃止する条例の施行に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものであります。

補足説明をいたします。新旧対照表を御覧ください。令和5年4月1日施行の坂戸市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例による職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正及び、坂戸市立幼稚園設置条例及び坂戸市立幼稚園授業料徴収条例を廃止する条例により、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改正し、幼稚園の職員の勤務時間等に関する規定を削除するものでございます。

教育長 御質疑・御意見がありましたら、お願いします。

教育長 御意見等ないようでしたら、以上で質疑等を終結します。

教育長 議案第46号、「坂戸市教育委員会職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長 御異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

教育長 議案第47号、「坂戸市立小・中学校事務共同実施規程の制定について」を議題といたします。

教育長 事務局から提案理由の説明をお願いします。

学校教育課長 議案第47号、坂戸市立小・中学校事務共同実施規程の制定について、坂戸市立小・中学校管理規則第19条の3第2項の規定に基づき、共同実施組織の組織、運営及び業務等に関し必要な事項を定めるため、本規程を制定したいので、この案を提出するものであります。

補足説明をいたします。これまで、坂戸市では坂戸市立小・中学校事務の共同実施要領に基づき事務の共同実施を行ってまいりました。埼玉県の公立小・中学校等事務の共同実施のための兼務取扱要綱において、市町村教育委員会が共同実施の運営に関する規程を定めていることを兼務発令の要件と改めたため、共同実施組織の組織及び運営に関し必要な事項を定めるための訓令の制定を行うものです。なお、様式第1号坂戸市立小・中学校事務共同実施計画書及び様式第2号坂戸市立小・中学校事務共同実施報告書によりその活動を管理するとともに、共同実施にあたっては、事務職員の経験年数や職位等を踏まえ、市内の学校をA、B、Cの3グループに

編成することで、効果的に学校事務の共同実施の目的達成を図るものでございます。

教育長 御質疑・御意見がありましたら、お願いします。

教育長 御意見等ないようでしたら、以上で質疑等を終結します。

教育長 議案第47号、「坂戸市立小・中学校事務共同実施規程の制定について」は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長 御異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

教育長 議案第48号、「坂戸市立幼稚園授業料及び園バス乗車料金口座振替事務取扱要綱を廃止する告示について」を議題といたします。

教育長 事務局から提案理由の説明をお願いします。

教育総務課長 議案第48号、坂戸市立幼稚園授業料及び園バス乗車料金口座振替事務取扱要綱を廃止する告示について、坂戸市立幼稚園設置条例及び坂戸市立幼稚園授業料徴収条例を廃止する条例の施行に伴い、坂戸市立末広幼稚園が廃園となることから、この案を提出するものであります。

補足説明をいたします。本要綱につきましては、令和5年4月1日施行の坂戸市立幼稚園設置条例及び坂戸市立幼稚園授業料徴収条例を廃止する条例に伴い、坂戸市立末広幼稚園の口座振替事務の取扱いがなくなることから、廃止するものでございます。

教育長 御質疑・御意見がありましたら、お願いします。

教育長 御意見等ないようでしたら、以上で質疑等を終結します。

教育長 議案第48号、「坂戸市立幼稚園授業料及び園バス乗車料金口座振替事務取扱要綱を廃止する告示について」は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長 御異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

教育長 以上で議事を終わります。

#### 【程第5 その他】

教育長 御意見などございましたら、お願いします。

(なし)

教育長 ないようですので、以上をもちまして、令和4年度第11回坂戸市教育委員会会議を閉会いたします。

<令和4年度第10回坂戸市教育委員会会議閉会>